

（午前10時20分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、16番 田中君。

〔16番（田中博晃君）登壇〕

○16番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目です。

まず、一つ目。動画配信サービスの活用について。

行政の情報発信は紙媒体からSNSに、そしてユーチューブ等を用いた視覚からの情報発信に移行をしています。こと本市においてもSNSの活用や動画配信を活用し、私は一定の効果があると見ています。私は以前より何度も、SNSや動画配信を用いて本市の情報発信やPRをすべきとの一般質問を行ってきました。他市を見渡すと、本市以上に積極的に動画配信を活用しているところも多く、また、分かりやすい等の声が住民より届いていると聞いています。今回は2項目に絞り込んで、具体的な活用について問います。

まず、一つ目。救急救命や防災の観点から、消防として動画配信をしてみてもは。

二つ目。来年の市長選挙をはじめとする各選挙の開票状況を動画配信してみてもは。

特に二つ目については、以前市議会の選挙でもサーバーダウンしたこともありましたが、労力があまりかからないという部分でもどうなのかなと思っております。

二つ目、滞納整理の現状について。

私は平等・公平の観点から、何度も滞納整理について一般質問を行ってきた。その結果、移管予告や支払い督促等を行い、払えるのに

払わない債務者に対し、毅然とした態度については市の本気度が伺えるとともに敬意を表します。

しかし、滞納はゼロにはなりません。私債権については民法改正により消滅時効が2年から5年に延長されています。滞納についてはゼロに近づけるよう様々な方法を講じるべきとの観点から、以下の質問を行います。

1、債権回収対策室設置前・設置後・現在の効果について。

2、病院事業の債権放棄について放棄に至る背景は。

3、市営住宅入居に関する保証人の調査について。

4、移管予告の効果について。

5、支払い督促の効果について。

6、上下水道や保育料・保育所副食費について、既にシステム上一元化状態であると考えている。本市は将来、私債権の一元化、強制徴収公債権と私債権の一元化、そして税を含む全ての一元化についてどのような見解を持っているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（小林 弘君）16番 田中君の質問項目1、動画配信サービスの活用に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（福本富雄君）登壇〕

○消防長（福本富雄君）動画配信サービスの活用についてお答えします。

まず、一点目の救急救命や防災の観点から、消防として動画配信してみてもはについてですが、消防本部では応急手当の普及啓発の一環として、心肺蘇生法、傷病者の体位管理、搬送法及び止血法などの応急手当や火災予防な

どの防火に関する情報をホームページ上に掲載していますが、現在のところ動画を活用した情報発信は行っていません。

消防本部としては、動画を活用した情報発信は、現在の広報媒体であるホームページやチラシ等に加え、新たなインターネット広報媒体として直観的で分かりやすく伝達するための有益な情報発信の手段の一つであると考えています。

特に応急手当に関しましては、動画を活用することで情報を映像や音声で伝えられることから、効果的な応急手当の実施が期待されます。

市民の皆さまに、今後より一層消防行政をご理解いただくとともに、応急手当や火災予防を分かりやすく身近に感じていただくよう、動画を活用した情報発信に取り組んでいきます。

○議長（小林 弘君）選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）次に、二点目の各選挙の開票状況を動画配信してみたいについてお答えします。

選挙の開票状況については、公職選挙法の規定により「選挙人はその開票所につき、開票の参観を求めることができる」と規定されているので、開票所において参観することが可能です。

また、開票の状況については、開票所での発表に伴い、市のホームページにおいても一定の時間ごとに公表しているところです。

過去にホームページへのアクセスが集中し、開票の状況が確認できない状態になったことがありましたが、現在その点においては改善されていると聞いています。

選挙人、候補者等関係者の皆さんは、開票

の結果を早く知りたいとの思いがあるのも事実であり、開票所においては開票管理者をはじめ開票立会人や開票事務従事者が適正に、また、できるだけ迅速に開票事務にあたっているところです。

おただしの開票状況を動画配信してみたいとのことですが、緊迫した状況の中で、特に公職選挙法にも定めのない開票状況の動画配信については、現時点において本市選挙管理委員会として取り組む予定はございません。

○議長（小林 弘君）16番 田中君、再質問ありますか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）1個目から行きます。消防についてはやってくれるということで、たしか10月ぐらいに消防長の元に一度行きまして、「こんなんやってほしいんや」という話をしたときに、実は県内どこもやっていなくて、その後、あるところが出てきてマスコミにも取り上げられて、1番を逃してもうたという思いはあるんですけども、ぜひ進めていっていただきたいと思いますし、その後、時間的に余裕とかが出てきたら、やはり市の消防車、救急車はこんなシステムなんですよとかというのも分かれば、市民の方も安心できるかもしれへんし、子どもたちもすごく興味があると思いますので、そういったところにも目を向けていただきたいなど。私もそんな好きなほうなので、ありがたいかなと思っております。

また、せっかく今後動画を作成していった後は、SNS等を通じて積極的な配信というのも大事なかなと。そこはスタートになりますので、配信のほうも市と協力した中でやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

選挙のほうなんですけれども、私が11年ぐらい前、議員になったときに、先輩議員が期

日前投票をもっと増やしてよとかという話、結構あったかと思えます。もちろん当時は、当日行くのが当たり前なんやでというような話であったかと思うんですけども、さきの衆議院選挙でも投票者の約20%が期日前で済ましているというように、選挙の在り方自体が変わってきているのかなと、そのように考えております。場合によったら開票状況なんかも、今後、ユーチューブ等を用いて動画配信もスタンダードになってくる可能性もあると考えております。

9月に行われた奈良県にある自治体の選挙、実際ユーチューブで配信されておりました。そのまち、担当の部長にもお会いして話を聞いてきました。人口約3万人、有権者2万7,000人。橋本市が人口6万1,000人で有権者5万2,500人ぐらいなのでちょうど倍ぐらい、うちが倍近いまちなんですけれど。そこは当時ユーチューブで流したところ、750人程度が随時視聴されていたというふうに聞いております。

来年、市長選、多分あるんですよ。あると思うんですけども、そうなったときに、やはり今また新型コロナウイルスどうこうがはやるかもしれないという中で、場合によっては開票所がマスコミだけと違ってなる可能性もありますし、特に首長選となりますと市民の興味も相当なものなのかなというふうに感じております。

今回この質問をしたいということで、選管とも話をして3回ぐらいすり合わせをしたんですけども、その都度、広報関係も呼んでほしいんやというお話もしてきましたんですけども、なぜかないまま終わってしまいました。私は当時から、選管はやってええかどうかを判断するルールをつくる場所であって、実際に配信する、しないはまた違うところなのかなと。もしかしたら民間団体かもしれへん

ということもあります。

また、先ほど述べたとおり興味の高い選挙なので、特に選挙が0と30分に一旦開票結果が出るから、そこにアクセスが集中してしまうというのも考えられます。つながれへんわ、リロード、リロードを繰り返したら、サーバー負担がどんどん大きくなると。これは別にいろんな例えばお買物をする。今から24時間航空券が安いでっていうてやったら、そういうでっかいところでもつながらないというのが現状です。

ここで再質なんですけれども、2019年市議会議員の選挙、コロナのないときでもサーバーダウンしたという事実があるんですけども、当時のサーバー状況、実際サーバーダウン、サバ落ちしたときに、どの程度アクセスがあったのかなと。今回強化してどこまで対応できるのかということ。プロバイダーは押し並べてこれぐらいやったら大丈夫ですよとか言うんですけども、実際は瞬間最大がどの程度かというのが一番の問題になってきますので、その辺りもし分かるのであれば、答弁をお願いします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）2019年4月21日、サーバーがダウンというか、閲覧できにくい状況になったということで当時、私ども、調査をいたしました。それで、閲覧しづらまず時間帯ですけども、当日のおよそなんですけども22時から23時30分ぐらい、およそ1時間半、この間閲覧しにくい、閲覧しづらい期間というのがありました。私どもの今のホームページの閲覧できるサービスレベルなんですけども、一応毎分400ページビューと、当時ですね、いう状況でした。それに対してマックスが11時20分前後になるんですかね、この地点で1,150ページビューという状況で、およそ3倍の負荷がかかったということでした。

これに対して、その後、私どもとして改善した内容についてですが、これについてはいわゆる容量をアップしたということで、当時は400ページビューということ。これをおよそ9倍の3,600ビューまで上げたという状況でございます。併せて、なるべくホームページ自体を軽い状況に持っていきたいということで、軽量版というのを使った場合にはおよそ18倍の7,200ページビューまで閲覧することができるというような状況に改善をしております。

それと、サーバー自体に冗長性を持たせて、つまり予備のサーバーを置いているということと、もう一つが、負荷が集中したときに接続先を振り分けるという、そういう機能を持たせております。それでなるべく、いわゆるサーバーがダウン、いわゆる画面が固まらないような、そういうふうな対策を講じております。ただ、瞬時のホームページが固まるということについては、これは可能性は当然あるわけですが、復旧する時間帯というのは短くなるというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）ありがとうございます。やっぱりでも、固まるかなと。ほんで、前回のときも市の職員にお伺いしたら、実は開票状況をアップすらできへんかってんという、固まってしもてというのがありますし、先ほども言いましたけれども、相当大きいサイトでセールをすとかというたらフリーズすることは多々ありますので、特に選挙の場合は、橋本市の場合0、30という限られた時間に短期集中するということだけはやはり理解していただいております。

動画はせえへんと言われとんやけれども、例えば動画を仮に配信したと仮定したら、パソコンを1台置いておくだけで、あと無音にしておいたら特に労力はかかりません。さら

に、経費的にはお金がかからない。市議会も生中継をやっていますし、また過去、市長もコロナウイルスの関係でも何度もユーチューブでアップされておりましたけれども、やはりまずお金がかからないという、労力の負担も少ないという部分。先ほど答弁を頂いてサーバーを強化したということですが、それでも何らかのときのエスケープルートに動画のほうになるということ。もしそれで強化をするのにお金がかかっても、エスケープルートを使ったら実はお金がかからなかったのかなという可能性もあります。

過去、橋本市だけではなく様々な地方選挙でも少し問題になっていますが、当日、開票所で写真を撮ってSNS等をアップして、中には個人情報分かるやつもあつたりして問題になっていきますし、たしか前も橋本市でもあったのかなというふうに記憶しておりますが、結構そこについても今まだノータッチなんかなというのがあります。

こんな状況を改善するためにも、例えば、「公式で配信するから会場内の撮影を控えてください」、そんなアナウンスの効果もあります。もっと言えば、例えば民間団体や社団法人等が当日、せっかくの市長選なのか、その次の様々な選挙なのか分かりませんが、こういう市民の興味があるものであれば動画配信をしたいんやということもあるかもしれへんし、また、こっちから逆に動画配信をしてもらえませんかというようなこともあるかもしれへん中で、やはり今回の答弁は僕はどうなのかなと。選管としてはしませんという、でも、選管がせえへんかったら結局できやんやんってなるので、やはりそういった細かいところについて調査研究だけでも続けていくべきなのかなというふうに考えていますので、そこだけは強く要望して、1個目、終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、滞納整理の現状に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）滞納整理の現状についてお答えします。

まず、一点目の債権回収対策室設置前、設置後の現在の効果についてですが、地方自治法第240条第1項に基づく本市の金銭債権のうち、企業会計と損害賠償、工事保証金等に係る債権を除いた私債権の滞納額を指標とした場合、債権回収対策室設置前の平成26年度決算時点では4億187万9,395円、債権回収対策室を設置して3年後の平成30年度決算時点では2億7,338万1,380円、また、総務課へ移管した現在、令和2年度決算では2億2,849万2,604円となります。

債権回収対策室設置前と現在とで比較しますと、約1億7,338万円の削減効果が出ています。

この要因として、債権回収対策室では債権放棄を積極的に実施したことや、各債権所管課への債権回収の意識付けができたこと、また、総務課に業務が移管してからは積極的な支払い督促など、法的手続きを前提とした債権回収を実施してきたことと考えています。

次に、四点目の移管予告の効果についてお答えします。

移管予告は債権所管課から総務課への移管を予告するもので、現在文書により通知しています。これまで学校給食費において、令和元年度で18件、33万9,500円、令和2年度で21件、52万9,000円、また現在移管協議中ですが、令和3年度で11件、15万9,190円を回収しています。この予告は債権所管課での督促や一般の催告では入金に至らなかった困難案件が対象となっていることから、間接的な回収につながっており、実施の効果が出ています。

次に、五点目の支払い督促の効果についてお答えします。

総務課におきまして、これまで裁判所への法的手続きのうち、支払い督促を15件申し立てしており、54万465円を回収しているところです。また、移管後、総務課において支払い督促を含む法的手続きの予告を事前に文書を通知しており、その間接効果を含めると136万4,565円の回収となっています。このことから支払い督促の申立てをはじめ、法的手続きを前提とした実施の効果が出ています。

最後に、六点目の将来的な債権の一元化に対する見解についてお答えします。

債権の分類として、水道経営室が所管する水道料金については私債権、下水道使用料は強制徴収公債権となり、また、こども課が所管する保育料は強制徴収公債権、給食副食費は私債権となります。おただしの債権についてはそれぞれ同一部署で所管していることから、納入通知や督促までは実質的に一元管理できる状況となっていますが、督促後の滞納整理における調査などで得た情報については、原則共有した管理を行っていません。

将来的な各債権の一元化についてですが、まず私債権同士については債権管理条例を改正しましたので、総務課へ移管を受けた中で、支払い督促などの法的手続きの実施を前提としたものに限り、同一の債務者で他の債権所管課で滞納の有無を調査し、実施の効果について検証していくところです。

ただし、強制徴収公債権と私債権の一元化、税を含む全ての一元化につきましては、これまで検討はしてきましたが、滞納整理を行う中で市の保有する税情報や国税徴収法により調査した預金残高や給与などの情報を合わせて管理することが想定されることから、根拠法が違う私債権にまでこれらの情報を使うことは個人情報保護の観点や地方税法第22条に

抵触する可能性もあり、情報共有することは難しいと考えています。

このことから、強制徴収公債権と私債権の一元化、そして税を含む全ての一元化について実施することは難しいと考えているところ です。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）次に、二点目の病院事業の債権放棄について放棄に至る背景についてお答えいたします。

病院債権については、橋本市民病院未収金回収マニュアルに沿って未払いの方への電話連絡、督促状の送付、訪問徴収等を実施しています。具体的には、未収金が1,000円未満の方には、まず2週間後に電話連絡をし、その2か月後、督促状、半年後に催告状を送付しています。未収金が1,000円以上5,000円未満の方には、1週間後にお知らせ状を送付し、その2週間後に督促状を、2か月後、半年後1年後には催告状を送付しています。未収金が5,000円以上の方には、1週間後にお知らせ状を送付し、その2週間後に督促状を送付し、3週間目からは訪問徴収を実施し、訪問時在宅されていない場合は、1,000円以上5,000円未満の方と同様に催告状を送付しています。訪問徴収でも回収が困難な場合は、内容を精査し、その一部を弁護士に回収依頼しています。また、窓口においては毎日、外来未収患者リストを作成し、対象者が来院した際、窓口にて請求しています。

病院債権は健康保険法等による患者一部負担金がほとんどであるため、高額療養費制度や公費負担医療制度など各制度を適切にご利用いただき、患者さまのご負担が少しでも小さくなるよう案内し、未収金発生 の抑制に努めています。

債権放棄の執行にあたっては、橋本市病院

事業使用料及び手数料等に関する条例第7条各号の規定に基づき、当該債権の全部または一部を放棄して、令和2年度実績においては、消滅時効に係る時効期間が経過したものが8件、債権放棄額84万8,710円となっています。

診療費等の債権回収については、今後も引き続き鋭意努力し、未収金の削減並びに病院経営の安定化を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）次に、三点目の市営住宅入居に関する保証人の調査についてお答えします。

市営住宅への入居条件の一つとして、橋本市市営住宅設置及び管理条例第12条第1項第1号の規定により、入居契約時に1名以上の連帯保証人を必要としており、この連帯保証人が死亡した場合など変更が必要な事案が発生した場合は、橋本市市営住宅設置及び管理条例施行規則第6条第2項の規定により、速やかに新たな連帯保証人を定め市に届けることとされています。

しかしながら、変更が必要にもかかわらず届出がないケースも考えられることから、平成26年度において、市営住宅の入居者全世帯に対し調査を実施しています。

また現在は、新規入居者が決定した際に配布している入居のしおりにも、連帯保証人に変更が必要となる事案が発生した場合は市に届出が必要であることを記載して周知しているだけでなく、次年度の市営住宅の家賃を決定するために、毎年入居者全世帯を対象に実施している収入申告書の提出を依頼する際にも一文を記載して通知していることもあり、入居者から連帯保証人の変更に関する問合せや相談が積極的に来るようになってきました。

なお、平成26年度の調査から期間が経過し

ていることもあり、令和4年度において改めて再調査を実施することと決定しています。

○議長（小林 弘君）16番 田中君、再質問ありますか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。私も10年近くこの質問をずっとやってきて、自分で言うのも何やけどかなり勉強しているなと思っています。当時、ほんまに一番最初やり始めたときは、今ここにはいらっしやらないですけども、当時の職員から「こんな質問をしたら票減るで」とまで言われました。ということは、その頃は債権、特に滞納についてはそういった取扱い、そういったレベルでしか見られていなかったのかなというふうに感じております。

そんな中でずっと質問をしてきて、市長、ほんまに尽力いただいて債権回収対策室をつくっていただいて、めざしていた効果はそこじゃなかったかもしれへんけれども、でも、職員の皆さん、そして市民の方々にも、ちゃんとして払わんなんのやという意識付けというのはできたのかなと。過去ずっと放置されていたであろう、債務者が行方不明、死亡、破産等の事件で、数字上残っていたその債権が消えていったというのは大きな、これは債権回収対策室ができた効果なのかなと。僕ももっとその先をめざしておったんですけども、それは言うても切りがないので、そのように思っています。

先、病院のほうから行かせてもらいますけれども、病院についても以前からかなり調査等を進めてきておりました。当時も「ちゃんと電話しているよ」とかいろいろ言ってくれていたんですけども、実際調べてみたら、してなかったと。今、事務局長、答弁を頂いたとおりに、今はかなり積極的にやっただいておりますので、払えるのに払わない方

については、もちろん調査していかな分かれんところはあるんですけども、今後とも対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

また、市営住宅についても過去から「保証人、チェックしたほうがええんちゃうんか」とか、「場合によっては住貸なんかは担保の置き換えとかを考えている」という質問もしてきておりました。特に以前、訴訟に至ってあかんかったという背景もありますけれども、今回改めて保証人の調査をしてくれるということで、僕も今回、住宅ではそこが一番欲しかった答弁なんで、それ以上はないので、よろしくお願ひいたします。

あとは細かいところになるんですけども、ちょっとだけ、画像を1枚だけ見てください。これ、あるまちのチャートなんですけど、これは水道料金、下水道使用料と書いていますけれども、内容的には私債権と強制徴収公債権と同じです。給水停止がないだけです。こういうのがホームページに記載されていて分かりやすくしているまちがありますよという紹介だけですので、これをやってくれとかではないんですけども、市民に分かりやすい形というのも必要なのかなと思っております。

滞納整理というのは、やはり一番大事なところは何なのかなというたら、まず払えるのに払わない滞納者を対象にしているという点。滞納を生活困窮のサイン、シグナルやというふうに考えてきっちり調査していかなければならないという点がまず必要なのかなというふうに考えております。特に昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、今後どうなるか分からない。もしかしたら滞納が増えるかもしれない。やはりこれをきっちりやっていくということは、自主財源の確保、市税、使用料、手数料の負担の公平性を求めるとともに、さっきも言った生活困窮者をいかに未然に発見していくかというのがこの制度なのか

など考えております。

また市としては、仮に一元化できたらというところで考えていったら、同一滞納者に対して、複数の同一滞納者が市の中で多重債務に陥っている場合、市の職員、組織が別々に滞納整理に当たるのはいかがなものかなど。形式的な差し押さえではなかなか上がってこない。実質上がってこない。橋本市はちゃんとできていますとは思っておりますけれども、非強制徴収公債権とか私債権の滞納がどうしてもたまっていってしまう。そして消えていく。徴収停止、債権放棄、不納欠損処理が滞ること等が挙げられるのかなど。滞納者側へも、例えば複数多重債務であった場合はどうしても、「1個はめどがついたけれども、もう一個まだあるよな。でも、市に相談しにくいよな」とかというのものもあるかもしれへんし、やはりなんべんも言うとおおり、滞納の裏には生活困窮があるかもしれない。ここが一番大切なのかなど思っております。

一元化にも様々な形がありますけれども、既に一元化を進めていっている自治体の中では、過年度分については相当数処理が終わって、やはり現年、直近の分だけの滞納整理になってきている。特に現年度に集中できるというのは大きな効果なのかな、そのように考えております。

ここで再質なんですけれども、令和元年から直近、分かるまで結構です。さっきは結果やったんですけども、移管予告の総額と件数はどの程度でしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）令和元年度からの移管予告の総額と件数ですけれども、総務課が対象としております債権のうち、令和元年度から令和3年度に債権所管課が行った移管予告ですけれども、学校給食費をはじめ生活保護、つなぎ資金等ですけれども、現在のと

ころ総額478万4,051円、件数としては133件の移管予告となっております。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）ありがとうございます。特に給食に関しては、私も以前からかなり言ってきたというのがありますので、激減した、かなりきっちりとチェックされているということについては、本当に担当者、ありがとうございますと言いたいです。やはりほかにも債権を持っている所管課があると思いますので、移管できるところはきっちりと移管して身軽になって、特に給食の場合は子どもたちにいかに安心安全な給食を届けるかというのが大切なのかなど。以前質問をしたら、すり合わせでも教育委員会に怒られたんですよ。うちですもんちゃうとかいうて。それぐらいの考え方もあった時代もあったということだけ言うときます。

移管予告をした後、支払い督促に移行していくわけですけど、もちろん移管予告の段階で「やばい、払おう」という方もいらっしゃいますけれども、移管予告後に支払い督促に移った件数はどの程度ありますでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）学校給食費に関しては、移管予告に応じなかった場合は原則全て総務課へ移管して、ただ、移管予告に反応があつて分納納付等、同意が得られた場合は総務課への移管は見送っております。

また、学校給食費以外の債権につきましては、水道料金で1件納付約束があつたため移管は見送りしましたが、その他は全て総務課への移管となっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）ありがとうございます。恐らく今後一番増えてくるのがもしかしたら上水道なのかなというふうにも、もしかした

らですけれども考えております。ただ、システム上一元化されているからそっちでやったほうがひょっとしたらええのかなという気も個人的には思ったりしておりますけれども、法律上の問題もこれはありますので、使えらんや、使えれへんというのは理解しております。

次に再質したいのが、今度、支払い督促の件数と回収額を年度別に分かったら教えてほしい。数字も丸でも構いません。また、回収状況と異議申立ての件数とこの内容、ここ、一番大事なんですけれども、異議申立ての件数と内容も併せて教えていただけますでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）まず、年度別の支払い督促の件数ですけれども、令和元年度に2件、令和2年度9件、令和3年度4件を裁判所に申し立てております。

次に、回収額につきましては、支払い督促を申し立てたうち、遅延損害金、訴訟手数料等も含んだ額ですけれども、令和元年度で6万2,759円、令和2年度で34万2,613円、令和3年度で13万5,093円を回収しております。

回収の状況といたしましては、これまで総務課では15件、総額141万5,454円に対する支払い督促を実施しております。現在、申し立てた15件のうち6件につきましては全額回収を終えておるんですけれども、残り9件のうち3件は分割納付につなげております。6件につきましては、債務名義取得後においても継続した入金に至っておりませんので、現在、民事執行法に基づいた強制執行を前提に準備をしているところでございます。

そして、これまで支払い督促後、異議申立てによる通常訴訟への移行は4件ありまして、うち1件については請求内容に対する異議、ほか3件については分割などの支払いについ

て話し合いをしたいというふうな内容となっております。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）ありがとうございます。4件移行した。もちろん議場にも訴訟に至った場合とかというのも分かるときもありますし、そのうちの3件は分割等の話し合いをしたいということなので、こちらは前向きに進んでいくのかなど。残りの1件については請求自体に異議があるという答弁やったんで、恐らく考え方の違い等があって、これは私債権なんでだいたい想像はつくんですけれども、そういうことなのかなというふうに理解いたしました。

ただ、ここから裁判所を通じてさらに債務名義を取って強制権を取っていくというものなるかと思うんですけれども、それはまた後で質問をして、改めて、私債権同士であったり強制徴収公債権同士やったら一元化できますよね、今やろうと思えば。というか、条例でできるのかなというふうに解釈しておるんですけれども、現在そこに至っていない点がある。これはちゃんと調べていって、もしかしたらその方が生活困窮かもしれないというのも併せて考えた場合に、やはり一元化する重要性、そして一元化することで、こっちの担当、こっちの所管課では困難案件やと思っ

てないけれども、こっちは困難案件やと思っている。結果的に片方を不納欠損処理しなければならない。これは私債権であっても、強制徴収公債権であっても、担当課の考え方一つで変わってしまう可能性があるというところを考えた場合に、現状一元化はできるんですけれども、そこに至っていない何か点があるのかどうか。そこについてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）私債権につしまし

ては、今年の3月に条例改正をいたしまして、ある一定の条件で情報共有ができるということになっております。ということで、現在は困難案件等の移管だけでしておるんですけれども、今後、そういった強制執行等の前提がありますけれども、一部情報共有をして徴収につなげたいというふうに考えております。

それと、強制徴収公債権につきましては困難案件だけの移管というふうになっております。ここら辺につきましては、体制の問題ですとか機構の問題、それと、あまり一元化し過ぎると債権の所管課で徴収に対する意識が薄れるという点もありますので、今後、検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）確かに早く移してしまつたら、現年度でも取りに行かなくても来年になつたら移管したらええわという思いが出てくる、これも僕も以前からそういうことは言っていますけれども、やはり債権一元化による滞納整理の効率化と滞納者への負担軽減、名寄せすることによって優先順位を一つずつくっていくということに関しては、効果は必ずあると思っておりますので、組織の問題と言われれば僕らもそこに決定権はないので何とも言えませんけれども、やはり意識として、総務部から各所管課に対して発信をしていただくのが必要なのかなということをおもっております。

1個気になっているのが保育料なんですけれども、保育料は既に無償化されております。ということは、新しく債権、滞納というのは発生しないんですけれども、これらについても、言い方は悪いですが時間もたつたら消えていってしまうので、ここはきっちり税のほうに移管して同じ土俵で戦わせる。一旦こっちを入れておいたら時効が止まるよ

ねとかというの必要なのかなというふうに感じておるんですけれども、ここについてはいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）保育料につきましても先ほどお答えしたように、困難案件につきましては税務課のほうに移管しております。ということで、時効等が起こらないように、所管課においても債権管理をしていただいて徴収につなげていただくというようなことが大切ではないかというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）私はもう全部移したほうがええんちゃうかなというふうに考えておつたので、所管課で頑張ってもらうのはもちろんなんですけれども、それやったら不用意に不納欠損にしないよというの、やはりもちろん健康福祉部長のチェックもそうですけれども、総務部からもそこはきっちりチェックを入れていただきたいなというふうに思います。やっぱり保育料の変に落とし方をしたら、僕、過去からすごい気になっているのが、いわゆる怠る事実になってないかなというのがすごく気になっております。住民監査請求が入ったらどうするんやろうか。ちゃんときっちりとした処理ができていんかというのが気になっておりますので、よろしく願いいたします。

よくよその自治体なんかでは、もちろん債権の額が大きい自治体なんですけれども、いわゆるサービサーというのかな、外部委託をしているところもあります。それは弁護士事務所等にやっているんですけれども、それは場所、自治体によっては強制徴収公債権であったり、私債権の債務名義を取得した後であったり、私債権そのまま行っているところもあると聞いておるんですけれども、そういったところについて、橋本市の場合、大きな額

というのがあまりないのでどうかは分かりませんが、調査等は進められておるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）私債権につきましては、債務名義を取得して差し押さえですとか強制執行に至るとというのがなかなか難しい状況にあります。そういうことで、弁護士等の活用というのも一応検討はして相談等もしているんですけども、今後、費用対効果も見ながら、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）外部委託についてはやっぱり量にもよることあるんですけども、それをすることで職員の負担が軽減できて、かつ現年度に集中できる、ほかの業務に集中できるということを考えたら、一つの案のかなというふうに思います。調査していただくということですので、もし橋本市にとって効果があるのであればやっていただけたらありがたいかなと思います。

私もこの質問をするにあたって、今回も10個の自治体とか調べてきて、自治体様々なやり方をやっています。一番有名な船橋市みたいに、税も含めた全て一元化しているところもあれば、税を除く一元管理をしている自治体もある。でも、そこで共通しているのは、やはり調査することで生活困窮者の対象となっているんやでというのをまず前提に置いて、調査して初めて市民の困窮度が分かる。特に今回うちの場合、うちというか世界中コロナのこともありますので、これからどうなるか分からないので調査も必要のかなと。

また、滋賀県のあるまちなんかでは、市長が前面に立って債権回収を行っているというところもある。これは野洲市なんですけれども、やっております。そういったところもあ

るので、また調査等をしていただきたい。私も今回、宇都宮市、船橋市、市原市、練馬区、国立市、横須賀市、長浜市、河内長野市、善通寺市、野洲市というところを調べてきたんですけども、どことも色の違いはあるにしても様々な形でやっておりますので、またチェックを時間があるときにしていただけたらなというふうに思います。

私債権の債務名義取得後の話なんですけれども、債務名義を取って強制権があって財産調査をしたい。改めて裁判所に判断を仰ぐということになります。もし本市で税を含む多重債務になっていた場合、強制権、債務名義を取って財産調査の裁判所も入ってやったとしても、どうしても税に負けてしまう。どうしてもやっぱり税のほうが優先されてしまうというところで、この点についての対策というのは考えられておるのでしょうか。支払い督促から本訴訟に移ることもあるかと思しますので、その辺りについての見解をよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）今お話がありました税と他の私債権などを合わせて滞納している債務者に関しまして、税などの強制徴収公債権が優先されて私債権等が債権放棄等になったというようなことは、確認されてはおりません。ただ、私債権と強制徴収公債権では自立執行権の差はありますので、どうしても差が出るのは、そういうことは推察されるわけです。ただ、本市においては、私債権と税を含む強制徴収公債権の一元化等は行っておりませんので、これについては現在、難しいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）てなったら、今のところないにしても将来、場合によってはせつかく債務名義を取っても、もしかしたら税に負

けてしまう可能性がある。もちろんこれは実際一元化するとなった場合に訴訟自体がないので、判例が出てない中でどちらが正しいんや、悪いんやというのは言いづらいところもあるんですけども、積極的に行っている自治体、そういうところは国税のOBとかも入って、実際国からもチェックに来るような自治体もありますし、近隣の自治体でも債権の一元管理というのは形は違えど様々な形で行っている中で、やはり橋本市についても何ができるか、何が正しいかは別。また仕事で負担をかけて申し訳ないんですけども、やり方の調査、うちの顧問弁護士にも聞いていただいていると思いますし、また違う方の意見も聞いていただくのも一つなのかなと。その結果、どちらへ進むか。これは今年で終わり、来年で終わりとかじゃなくて、どうしても未来永劫続いていく問題でありますし、やり方はその時代によって変わってくるかと思しますので、そのチェックをお願いしたいと思います。

私債権とか強制徴収公債権の移管のルールを改めてもう一回練り直してもいいのかなと。例えば、先ほど総務部長がおっしゃられたとおり所管課で、言葉は悪いですけどももうちょっと待ったら移管するわというふうに、仕事をサボっているという表現がおかしいかどうかは分からないですけども、なる可能性はあるんですけども、例えば1年たったら1回見せてくれよとか、この方は実は1年たってるねんとかというようなことのチェックをしていかんと、やはり所管課によって温度差があることで本来取れたかもしれない、場合によってはたとえ100円でも入れておけば、一旦時効を中断できたかもしれないという案件も出てくる可能性があるんですけども、意図せず不納欠損になってしまう可能性もあるんですけども、そういったルールという

のを改めて見直してみてもどうかと、つくってみてもどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）移管につきましては、私債権においては総務課で移管を受けております。その際の移管基準というのもあります。原則として過年度の滞納について督促、催告をしても支払いに応じない場合、滞納が高額な場合といった項目を設けているところです。それと、税務課においてもこれに準じたような形で関係課から債権を出していただいて、ヒアリング等により移管を決定しているところでございます。

それで、議員ご提案の何年後というようなことにつきましては、時効等で不納欠損にならないという、そういうこともありますので、今後、市の債権回収対策本部会議等で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。やっぱりどうしてもゴールがないところやけども、どこかで線も引いていかならんし、住貸みたいにどうなるんやろうというのも、今も実際、私債権の中で残っていつている中で、どこかで線引きが必要なかなと。やっぱり先進的にされている自治体のように、現年度及び直近の滞納だけでそこに集中していけているところもある。そうなることで職員であったり、また債務者にも負担がかかるのが減ってくるというのがあります。

私がいろいろの自治体を調べていった中でも、やっぱり滞納の徴収額というのは督促回数なんやと言っている自治体も実際ありました、いろいろ話を伺っていく中で。もちろん大きな自治体で職員の人数が多ければそういったこともできますけれども、うちみたいにさほど多い中で様々な業務をやっている中で、

こっちもこっちもというのは難しいのはよく分かっておるんですけども、やはり滞納というのは、まず払えるのに払わない方にはきっちりと請求をしていく。そして、調査をすることで生活困窮の度合いが分かる。もしかしたら本当に困っているかもしれないという一つのチェックの指標にもなるかもしれないので、今後ともよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（小林 弘君）16番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、11時25分まで休憩いたします。

（午前11時14分 休憩）